

「整備管理規程について」新旧

新	旧
<p>第2条（整備管理者の選任等）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なく、その氏名、所属及び補助する職務の範囲等について、別紙1に記載するものとする。これは、補助者の変更又は解任があった場合も同様である。</p> <p>5（略）</p> <p>第7条（整備管理者の職務）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）上記以外の随時必要な点検や適切なタイヤ脱着作業について、それを実施すること又は整備工場等に実施させること</p> <p>（5）～（6）（略）</p> <p>（7）日常点検表や点検整備記録簿、タイヤ脱着作業管理表（別紙2-1）及びタイヤ脱着・増し締め 作業管理一覧表（別紙2-2）等の記録簿を管理すること</p> <p>第10条（日常点検）</p> <p>1（略）</p> <p>2 日常点検の実施方法は、自動車の点検及び整備に関する手引き（平成19年国土交通省告示第317号）及び自動車メーカーが定めた方法よりに実施するものとする。</p> <p>第18条（大型車の車輪脱落事故防止措置）※車両総重量8トン以上又は乗車定員30名以上に該当する自動車を使用する場合は必須</p> <p>1 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を実施する場合には、日程及び時間に余裕を持った計画的な作業を実施するものとする。</p>	<p>第2条（整備管理者の選任等）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なく、その氏名、所属及び補助する職務の範囲等について、別紙に記載するものとする。これは、補助者の変更又は解任があった場合も同様である。</p> <p>5（略）</p> <p>第7条（整備管理者の職務）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）上記以外の随時必要な点検について、それを実施すること又は整備工場等に実施させること</p> <p>（5）～（6）（略）</p> <p>（7）点検整備記録簿その他の記録簿を管理すること</p> <p>第10条（日常点検）</p> <p>1（略）</p> <p>2（新設）</p> <p>第18条（大型車の車輪脱落事故防止措置）※車両総重量8トン以上又は乗車定員30名以上に該当する自動車を使用する場合はに限る</p> <p>1 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を実施する場合には、日程及び時間に余裕を持った計画的な作業を実施するものとする。</p>

2 整備管理者はタイヤ脱着作業に関する作業要領※を定め、運転者及び整備要員に対して、ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの点検清掃方法等について、周知徹底を図るものとする。

※タイヤ脱着作業管理表（別紙2-1）で実施可能な場合は当該管理表を作業要領としてもよい

3 整備管理者は、タイヤ脱着作業を実施した運転者及び整備要員に対し、その結果をタイヤ脱着作業管理表（別紙2-1）及びタイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表（別紙2-2）に記録させ、整備管理者に報告させるものとする。なお、外注する場合であっても作業要領に基づきタイヤ脱着作業が行われるよう依頼・管理するものとする。

4 整備管理者自らが作業を実施した場合には、整備管理者はその結果をタイヤ脱着作業管理表（別紙2-1）及びタイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表（別紙2-2）に記入するものとする。

5 整備管理者は、タイヤ脱着作業を実施した車両について、50km～100km走行後のホイール・ナットの増し締りを運転者または整備要員等を実施させ、タイヤ脱着管理表（別紙2-1）及びタイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表（別紙2-2）に記録してホイール・ナットの増し締めが確実に行われていることを確認するものとする。

第19条（点検整備の記録及び保存管理）

1～2（略）

3 ①日常点検記録、タイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表 1年以上
②～③（略）

第27条（従業員の指導教育）

整備管理者は、点検整備等整備管理の職務に関する事項について、その周知徹底と知識の向上を図るため、運転者及び整備要員その他必要に応じ従業員に対して指導教育を行うとともに、その教育内容等を記録・保存するものとする。

2 整備管理者は、運転者及び整備要員に対して、ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの点検・清掃方法等について、周知徹底を図るものとする。

3（新設）

4（新設）

5 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した大型車について、50km～100km走行後のホイール・ナットの増し締りを運転者及び整備要員に実施させ、増し締めが確実に行われていることを確認するものとする。

第19条（点検整備の記録及び保存管理）

1～2（略）

3 ①日常点検記録 1年以上
②～③（略）

第27条（従業員の指導教育）

整備管理者は、点検整備等整備管理の職務に関する事項について、その周知徹底と知識の向上を図るため、運転者及び整備要員その他必要に応じ従業員に対して指導教育を行うものとする。